第5期第14回むかわ町農業委員会総会議事録

１.開催日時　平成２８年８月２５日(木)　午前１０時００分から午前１０時４７分
２.開催場所　むかわ町産業会館　第３会議室

３.出席委員　○(２２名)
４.欠席委員　△(　３名)

１番	中　澤　　浩	○	11番	前　田　良　紀	○	21番	青　木　茂　美	○
２番	星　　力	○	12番	平　島　道　弘	○	22番	紀　藤　文　秀	○
３番	佐　田　正　彦	○	13番	佐々木　保　成	○	23番	宮　田　広　幸	△
４番	石　崎　代里子	○	14番	新　沼　芳　隆	○	24番	藤　江　政　利	○
５番	森　山　幸　治	○	15番	綱　木　信　照	○	25番	中　島　勝　美	○
６番	永　田　寿　明	○	16番	内　海　　卓	○			
７番	藤　岡　健　人	○	17番	柴　田　文　広	○			
８番	伊　藤　正　人	○	18番	池　本　　茂	○			
９番	貞　廣　賢　治	○	19番	佐々木　　諭	△			
10番	土　田　泰　弘	○	20番	小野寺　眞　一	△			

５.議事日程
　第１　議事録署名委員の指名
　第２　会期の決定
　第３　報告第１号　地区委員会の結果に関する件
　第４　報告第２号　あっせん委員会の結果に関する件
　第５　報告第３号　農地法第４条の規定による意見聴取の結果に関する件
　第６　報告第４号　農地法第２条第３項に規定する農地所有適格法人に関する件
　第７　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請に関する件
　第８　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請に関する件
　第９　議案第３号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件
　第10　議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）の決定に関する件
　第11　議案第５号　現況証明願いの発給に関する件

６.農業委員会事務局職員
　本　　庁－事務局長　大友　三成、主任　大捕　悠生
　穂別支局－支 局 長　藤江　　伸、主査　藤野　真稔

７.会議の概要

事務局長　総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会　　長　【会長挨拶】

議　　長　本日の出席委員は２２名です。欠席は、１９番・佐々木諭委員、２０番・小野寺眞一委員、２３番・宮田広幸委員の３名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第５期第１４回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。

それでは議事日程に従い進めてまいります。

日程第１「議事録署名委員の指名」ですが、６番・永田寿明委員、７番・藤岡健人委員の両名を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

議　　長　それでは、両名に決定いたしました。

日程第２「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告４件、議案５件の合わせて９件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

議　　長　異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えます。

日程第３　報告第１号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主　　査　【報告第１号、朗読及び説明】

８月につきましては、議案に記載のとおり、８月１７日に穂別地区委員会を開催しております。

農地中間管理事業に基づく農用地利用配分計画１件について審議した結果、適当と判定してございます。以上でございます。

議　　長　事務局の説明が終わりました。報告第１号について、質問意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議　　長　質問意見がありませんので、報告第１号は承認することに決定いたします。

日程第４　報告第２号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主　　任　【報告第２号、朗読及び説明】

先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。

議　　長　　ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。

あっせん委員長　　１番について、事務局の説明どおりですので特にありません。

あっせん委員長　　２番について、事務局の説明どおりですので特にありません。

議　　長　　ありがとうございました。報告第２号について、質問意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議　　長　　質問意見がありませんので、報告第２号は承認することに決定いたします。
日程第５　報告第３号「農地法第４条の規定による意見聴取の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主　　任　　【報告第３号、朗読及び説明】
６月の総会でご承認いただきました、豊城の●●さんの農業用施設の建築に関する４条転用の案件でございますが、議決後、北海道農業会議に意見聴取をかけていたところでございます。
その結果でございますが、５ページ以降にありますとおり、許可相当である旨回答がありましたのでご報告申し上げます。以上でございます。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。報告第３号について、質問意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議　　長　　質問意見がありませんので、報告第３号は承認することに決定いたします。
日程第６　報告第４号「農地法第２条第３項に規定する農地所有適格法人に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主　　任　　【報告第４号、朗読及び説明】
８ページになります。
新規農地所有適格法人の参入の報告でございます。
まず、農地所有適格法人として、要件を備えているかをご報告させていただきます。
１点目に、組織形態要件です。農地所有適格法人は、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社のいずれかでなければなりません。組織形態は、株式会社となっております。
次に事業要件です。これは主たる事業が農業でなければなりません。農産物の生産、現在は、水稲とにんにくの生産が主な事業となっており、主たる事業は農業と認められます。
３点目は、構成員要件であります。総議決権の２分の１以上の者が農業関係者でなければならなく、総議決権数１００の内、代表取締役の●●さんが５６％、以下、取締役であり、●●さんの母である●●さんが１９％、●●さん２０％、●●さん５％となり

主　　任　　、●●さんと●●さんは兼職を有しておりますが、●●さんは農業従事日数が１５０日以上あり、農業常時従事者と認められ、さらに●●さん、●●さんの御二方も農業常時従事者と認められるため、３人の合計議決権数が８０％となり過半を超えているため要件を満たしております。

４点目は、業務執行役員要件ですが、役員の過半が農業常時従事者であることですが３点目と同様に３名が常時従事しており要件は満たしております。

このように、農地所有適格法人の要件をすべて満たしていると認められているところでございます。

なお、当該法人は兵庫県相生市にて、平成２７年８月５日に設立し現在兵庫県及び奈良県にて、水稲及びにんにくの生産活動を行っているところですが、後の議案第１号でご提案する予定でございます農地法第３条の許可申請による町内の農地を、売買により取得し参入をするとし、申請を受理しております。

農地の取得等、詳細は後の議案第１号でお諮りした際に、ご説明いたしますのでここでは、あくまで参入しようとする法人が、農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかのご報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。報告第５号について、質問意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議　　長　　質問意見がありませんので、報告第４号は承認することに決定いたします。

日程第７　議案第１号「農地法第３条の規定のよる許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、●●委員が譲受人となっており●●委員の議事参与ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主　　任　　【議案第１号、朗読及び説明】

１０ページになります。

１番については、親子間の贈与の案件ですが、既に譲受人となっています●●さんの子の●●さんが経営主となっております。この度、農地等の所有者名義について整理をしたいという申し出があり、贈与をするものでございます。

２番については、先の報告第４号でご説明申し上げた新規農地所有適格法人が、売買により農地を取得する案件でございます。概要・経過等を含めご説明をしていきます。

今回、取得しようとしている農地については、６月総会で議案説明し、先月７月総会終了後に触れました米原の競売案件だった農地でございます。競売が申立人より取り下げられ、その後当該法人から取得したい旨来庁し事務局としましても、例のない案件でもあり、道外からの参入ということやこれまでの経過もあることから、中島会長や町理

主　　任　事者、農政サイドとも連携をしながら慎重にやり取りをしてきたところでもあります。

法人としての経営内容、資本力といった部分について説明させていただきます。

これは、申請受理の際に営農計画書を作成してもらい、また、３条申請書が法人の場合には売上見込みを記入する部分がありますが、実は、その売上見込み額が若干少ない見込みとなってございましたので、経営を続けるには難しいのではないかといった懸念もありまして、その内容等について聞き取っていますので、ご説明をさせていただきます。

当該法人には、関連会社、いわば親会社的な会社があります。それにあたるのが、資料でお配りしています、●●という会社でございます。

●●さんの経営責任者は●●さんという方で、今回申請のあった●●さんの代表取締役である●●さんの父であり、取締役の●●さんの夫となります。

会社概要等を配布してございますが、環境関連商品、太陽光関係の会社となっておりますが、農業に関するエネルギーシステムの開発等も行っている会社でございます。
その中に面上のヒーターが商品としてあり、それを地中に埋めることにより地熱を上げて、農産物の円滑な生産活動を行うという研究もしているようでございます。

また、大阪大学、山口大学等との連携研究や神奈川県の事業採択等も受けており、北海道にはオホーツク紋別、岩見沢に支店を有し、全国展開をしている規模の大きな会社でもございます。そういった開発、研究商品も使用しながら、町内で営農、にんにくの栽培を行っていく計画となってございます。

にんにくの生産については、●●さんと●●さんで業務委託契約をすることにより、確実に生産を行い、また、こちらに来てからのトラクター等の農機具等の導入経費についても、この委託契約による委託料において資金を確保し導入をするとのことで、生産物の売上げ以外に委託料収入等もあり、経営的には保証がされるということでございます。

また、この３条申請において農地の取得の申請をしてきておりますが、対象地には２筆の宅地も混在し住宅等があります。この案件が承認されればの話となりますが、宅地の取得は●●さんが取得し、その管理を●●さんが行うという管理契約も締結するとのことであり、その委託料も入るということであり、結果的には資力については安定した収入が見込める状態であります。

話は生産物・にんにくに戻りますが、生産された商品の販路についても、ハム関係、具体的には、●●牧場(●●フーズ関連会社)を確保もしているとのことでございます。

通作といった面でご説明しますと、本店所在地は現在、兵庫県になってございますが先ほど説明したとおり、宅地も取得する計画とのことで承認されれば、まずは、２名、代表取締役の●●さんと取締役の●●さんが住所移転し、むかわ町に居住し営農することで確約をしてございます。

本店所在地についても、承認されればの話となりますが、移転の検討はお願いもしたところ、現在は、相生市でも作付を行っている最中であるが、それが終わったら整理しこちらに本店の移転を検討していることを、相生市の農委にも話をしている最中であるとのことです。

もう一つ、先日話を伺っていて懸念されるのが、農業経験の部分でございます。
こちらに来られる２人のうち、●●さんは、農家出身ではないものの３０年以上の農作業経験があるとの事ですが、代表取締役の●●さんについては、法人設立してからの従

主　　任　事ということで、１年程度の経験であるとのことです。

今回対象農地は１０ｈａ超えの農地であり、現在の農地規模から考えると、少しの不安はございますし、現況の農地は過去放牧地となっていたところでございますので、今年度は耕起で終わるのではないかと思われますが、相手方も現地を確認し、理解はしているようでございます。

また、機械の導入等については町内業者を積極的に使っていきたいとのことであり、許可があれば、地域としてもアドバイスや見守りもお願いをされているところです。

これまで、対象農地は耕作者不在となっていたため利用されていなく、徐々に荒れてきているところでございますが、耕作者が現れている状況ともなったところであり、申請書については受理をし、議案提案したところでございます。以上、２番の内容についてとなります。

主　　査　３番については、●●さんの所有地処分に伴い、地域の担い手であります●●さんへ売買する案件です。

４番については、●●●さんの離農に伴い、当該地の一部を利用集積にて、既に賃貸借しております●●委員へ売買される案件です。

５番については、前所有者であります譲受人の●●さんへ、返却するために贈与する案件です。

以上５件、いずれの農地につきましても、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

１２ページから２０ページまで、図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定下さいますようよろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

１１　番　１番について、現地を確認してきましたので、報告いたします。

申請地については、親子間で使用貸借権により、●●さんが既に耕作しておりますが名義の整理をしたいとのことで贈与をするものであります。

申請地では、現在も、いちご・大豆・そばなどを作付し適正に耕作されています。
引き続き同様の計画となっているため、今後も適正に耕作されるとともに、周辺の農地への影響はないものと判断いたします。以上です。

１６　番　２番について、現地を確認してきましたので、報告します。

事務局から説明があったとおり、申請地については、一度、競売にかかった農地であり、また道外からの参入ということもあり、慎重な審査と確認をおこなってきております。

現在、当該地は、耕作者不在となっているため、若干荒れてきておりますが、耕作されることにより解消も期待できます。また、にんにくを作付していくということで、町内ではあまりない作目の参入ということになるため、行政、地域、我々農業委員も含め注視はしなければならないと考えております。●●の●●さんも地域の中にも積極的に

１６　番　入りたいといってきており、かつ、町内へ所在地の移転等も見込まれるため、継続的な営農、農地の適正な利用や、地域調和等も図られると判断したところです。以上です。

２２　番　３番について、現地を確認してきましたので、報告いたします。
申請地については、●●さんの所有地処分に伴い、●●さんへ売買する案件です。
●●さんの所有農地のほとんどは、平成１５年の斡旋により、既に●●さんへ売買されておりましたが、宅地周辺の農地については引き続き所有しておりました。現在、●●さんも市街地へ転居されていることもあり、今後の通作も高齢と伴に困難になって来たため、●●さんへ売買されるとのことです。
田については、●●さんが所有している田の畦部分であり、耕作出来る箇所ではございませんが、畑については、施設野菜を作付ける予定とのことですので、適正に耕作されるとともに、周辺の農地への影響はないものと判断いたします。以上です。

４　番　４番について、現地を確認してきましたので、報告いたします。
申請地の一部ですが、既に●●委員が利用集積により賃貸借され耕作しておりますが●●さんの離農に伴い、●●さんの要望により、●●委員へ売買される案件です。
申請地では、現在、●●さんが南瓜を、●●委員がアスパラを作付し適正に耕作されています。売買後も引き続き同様の計画となっているため、今後も適正に耕作されるとともに、周辺の農地への影響はないものと判断いたします。以上です。

７　番　５番について、現地を確認してきましたので、報告いたします。
申請地は、平成１０年までは受贈者であります●●さん名義でした。この度、双方協議の結果、前所有者の●●さんへ土地を返却こととなり、贈与をするものであります。
申請地では、露地野菜を中心に作付ける計画とのことですので、周辺の農地への影響はないものと判断いたします。以上です。

議　長　ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議　長　質問意見がありませんので、議案第１号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　長　ご異議がないようですので、議案第１号は原案どおり決定いたします。
日程第８　議案第２号「農地法第４条の規定のよる許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

主　　査　【議案第２号、朗読及び説明】

２２ページになります。

本件につきましては、●●さんが農業用施設を建設する案件でございます。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり転用は原則不許可でありますが、本件は、例外許可事由である農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用であります。

また、本件は、申請者が営農上必要とする、農業用施設の建築及び作業スペース等を整備する計画でありますので、農地の区分と転用目的は特に問題ないと考えます。

なお、面積・事業要件により、北海道農業会議へ意見聴取が必要でありますことを申し添えます。

２３ページから２８ページまで、現況地目図・配置図・調査票等を添付しておりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

１４　番　現地を確認してきましたので、報告いたします。

申請地は、現在の宅地と隣接する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。

また本申請は、飼育牛の繁殖拡大及び作業効率をよくするため、簡易牛舎及び格納庫などの農業用施設の建設や作業場を整備する計画です。作業場は牧草ロールの一元管理も考慮し、広めに確保しておりますが、将来的には、同敷地内に堆肥板も設置したいとのことです。よって、転用目的、転用面積等も、特に問題はないと判断します。以上です。

議　　長　ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議　　長　質問意見がありませんので、議案第２号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　　長　ご異議がないようですので、議案第２号は原案どおり決定いたします。

日程第１０　議案第３号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

主　　任　【議案第３号、朗読及び説明】

３０ページから、所有権移転２件です。

主　　任　　これらについては、報告第２号でご報告しましたあっせんによるものでございます。
以上、所有権移転２件６筆でございますが、この計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
３１～３２ページに図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議　　長　　質問意見がありませんので、議案第３号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　　長　　ご異議がないようですので、議案第３号は原案どおり決定いたします。
日程第１１　議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主　　査　　【議案第４号、朗読及び説明】
３４ページ、配分計画１件です。
本件は、先月７月総会でご承認いただきました●●さんの所有地を、北海道農業公社いわゆる農地中間管理機構に賃貸した案件ですが、地域での協議が整い●●さんに賃貸しようとするものです。
この後、北海道農業公社へ審議の結果を報告し、さらに公社から道への申請がなされ道において公告が行われます。道の公告が制度上の貸付の始期となるため、１０月２１日となっております。
被設定人である●●さんは、営農継続が見込まれる認定農業者であることから、本利用配分計画の内容は適当であると考えます。
３５ページに　図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議　　長　　質問意見がありませんので、議案第４号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　　長　　ご異議がないようですので、議案第４号は原案どおり決定いたします。
日程第１２　議案第５号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主　　査　　【議案第５号、朗読及び説明】
３７ページになります。
本件は、願出人である、●●さんが、願出地を所有権移転するため、現況証明書の発給を申請されたものです。
申請地、穂別●●●番地●は昭和３０年代より、穂別和泉●●●については１４年程前から、現況地目：山林として管理されてきておりますが、公簿地目変更されないまま今日に至っている状況です。
８月１７日に、委員３名と事務局にて現地調査を行いましたが、今後も農地としての利用は困難と判断し農地・採草放牧地以外と確認をしております。
３８ページの図面をご確認の上、ご審議ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

２２　　番　　現地を確認してきましたので報告します。
申請地であります穂別和泉●●●番地は、生育は芳しくありませんが、タモの木が立ち並んでいる状況であり、また、穂別●●●番地●では、天然林以外のカラマツやストローブが伐期を迎えたのか、更新５年目でありました。現地は山林化しており、今後農地として利用することは難しく「農地・採草放牧地以外」と判断しております。以上です。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議　　長　　質問意見がありませんので、議案第５号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　　長　　ご異議がないようですので、議案第５号は原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の第１５回の総会の開催日は、９月２６日に召集いたしますので、よろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。